

公益法人改革

建設業界でも関心高まる

焦点は今春の認定運用基準

ことし12月から施行される公益法人改革に、建設業界が大きな関心を寄せている。これまで詳細が分からなかった公益法人改革で求められる公益認定の具体的な運用基準が春に策定されることが理由だ。さらに最大のハードルとみられていた「公益目的事業費率が支出の2分の1以上」についても、業界団体が実施してきた活動の多くが公益目的事業となる可能性が高まったことで、公益性の認定をクリアするのではないかと期待が高まっているとみられる。

公益法人改革は、現行の建設業協会が公益性を判断し、国は公益認定委員会が、都道府県所管の場合はそれぞれ認定する。建設業団体で公益法人

は、既に策定された公益認定基準に基づき実施しているさまざまな活動が、公益目的事業として認定されるのか、詳細な運用基準の内容次第で、公益法人認定への大きな障害になりかねないことがある。

そのため、大手建設業団体や地方建設業協会など建設関連の既存公益法人団体が開いている講習会やセミナー、団体内に設置した各委員会などの調査・研究、地域貢献などの活動が、公益目的事業の算入度合いも含

め、今後の運用基準次第では、人件費率の高い地方建設業協会にとって、公益認定を受ける可能性が格段高まりそうだが、既に公益性認定を目標にした複数の業界団体関係者は、「公益法人改革は脱税目的や休眠団体の廃止が目的のはず。われわれのように、きちんと活動している公益法人団体が公益性を今後も認められなければならないし、既存の公益法人団体は今後も公益団体を目指すべき」と断言する。

公益法人改革の流れ

- 2006年6月
- ・関連3法の公布
- 07年9月
- ・政令・府令公布
- ・公益認定等委員会が運用指針の検討を開始
- 同年12月
- ・社団・財団の税制改正案（法人税）
- 08年春
- ・公益認定等委員会の運用指針策定
- 同年12月1日
- ・新制度施行（移行期間は5年間）
- ・既存の財団・社団法人はすべて特例民法法人に
- 13年度
- ・移行期間終了

公益法人改革のポイント

- ・公益目的事業の具体的解釈
- ・公益目的事業費率算定の詳細（事業費と管理費の共通費用のあん分）
- ・問い合わせなどへの対応といった無償提供の役務算入の具体例
- ・遊休財産額に算入しないものの具体例